

# 大崎事件の再審開始をもとめる要請書

鹿児島地方裁判所

裁判長 岩田 光生 殿

大崎事件では、これまで第1次から第3次にわたる再審請求審において3度の再審開始決定がなされました。第3次再審請求審では科学的証拠に裏付けられた鹿児島地裁と福岡高裁の再審開始決定を、最高裁（小池裁判長）が無辜の救済という再審の理念に反して、独自の「推認」と「想定」で取り消しました。この決定には多くの批判がなされています。

今回の第4次再審請求では、新証拠として①澤野誠埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター長の鑑定書、②コンピューター解析の手法を用いた稲葉光行教授の供述鑑定、③大橋靖史・高木光太郎教授の心理学鑑定が提出されました。「澤野鑑定」は、城田・新鑑定はもとより、吉田鑑定も着目しなかった城鑑定にある被害者の小腸を撮影した写真により、被害者の死因が「非閉塞性腸管虚血」による「急性腸管壊死」であることを明らかにし、「非閉塞性腸管虚血」による広範な小腸壁内血腫が、吉田鑑定が推定した、出血性ショックを明らかにする被害者の体内での大量出血だったことを裏付けました。また、自転車での転落事故による「非骨傷性頸髄損傷」によって、近隣住民が被害者を運んだとされる午後9時頃にはすでに死亡していた可能性が高いことも明らかにしました。被害者を運んだとされる近隣住民2人の供述の信用性に関する②「稲葉鑑定」と③「大橋・高木第3鑑定」では、確定判決と最高裁小池決定が前提としている近隣住民2人の供述には信用性に重大な疑問があることを明らかにしています。

原口アヤ子さんは、1979年10月の発生からこれまで40年間、「あたいはやっちょらん」と訴えつづけています。また、自白した男性3人も「やっちょらんことをば言え、言えと責められた」と警察に強要された、と無実を訴えていましたが、3名とも故人となっています。

原口アヤ子さんと一緒に娘も父の「冤罪を晴らす」と再審を求めています。原口さんは92歳です。裁判所が一日も早く再審開始と再審無罪を出すことが求められていると考えます。

私たちは、上記の趣旨から、貴裁判所に対して、次の2点を心から要請いたします。

- 1、弁護団申請の3つの新証拠について、速やかに証拠調べをおこなうこと
- 2、一日も早く、再審開始決定を出すこと

氏名	住所	募金

2020年 月 日 <取扱団体> 〒890-0063 鹿児島市鴨池2丁目14-20-102

日本国民救援会鹿児島県本部 tel.fax099-298-5161